

書式変更: セクションの開始位置: 次のページから開始

## I 消費者被害の防止

### (1) 消費者の安全の確保

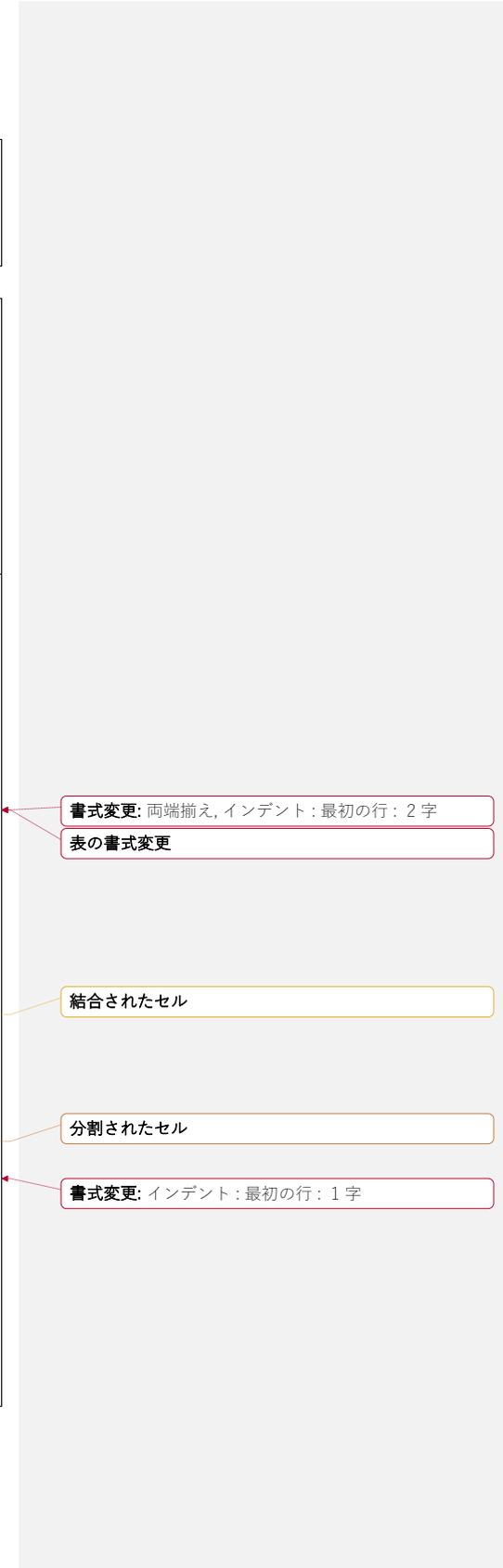
項目名	① 事故の未然防止のための取組 ア 身近な化学製品等に関する理解促進	担当省庁	環境省、関係府省庁等
-----	---------------------------------------	------	------------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」の請求部数（令和元年9月末時点：<u>1,382年度：859部</u>）</li><li>化学物質アドバイザーの派遣回数（平成30-令和元年度：<u>16回</u>）</li></ul> <p>（目標） 過去3年で最大の派遣回数（20回）と同水準</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>取組内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年度</td><td rowspan="5">「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣</td></tr><tr><td>令和3年度</td></tr><tr><td>令和4年度</td></tr><tr><td>令和5年度</td></tr><tr><td>令和6年度</td></tr></tbody></table>	年度	取組内容	令和2年度	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	① 事故の未然防止のための取組 イ 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	担当省庁	厚生労働省
-----	--	------	-------

施策概要	○ 厚生労働省の取組 家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、製品の安全対策を講ずるために利用する「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を事業者が速やかに行うよう支援し、その結果について事業者団体へ周知を行う。
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手引きを新たに作成及び改訂した家庭用化学製品の製品群数（平成30年度：1件）</li> <li>家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数（平成30年度：1,978件）</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和4年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和5年度		令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度													
令和3年度	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施												
令和4年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施												
令和5年度													
令和6年度													



書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字  
表の書式変更

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ウ 住宅・宅地における事故の防止	担当省庁	国土交通省
-----	-------------------------------------	------	-------

表の書式変更

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>宅地造成に伴う災害を防ぐため、必要な取組を行う。</p> <p>住宅における不慮の事故を防ぐため、違反対策など建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適切な運用を行う特定行政庁に対して、助言等の支援を行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員への説明の実施状況</li> <li>・地方公共団体の要望に応じた、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂（目標）</li> <li>・毎年、宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体の担当職員に対して説明を実施することを目指す。</li> <li>・地方公共団体の要望に応じ、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂を行うことを目指す。</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</li> <li>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</li> <li>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</li> <li>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</li> </ul>									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和6年度										

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	① 事故の未然防止のための取組 エ 子供の不慮の事故を防止するための取組 ※SDGs 関連：関連目標3	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	---	------	-------------

施策概要	○ 消費者庁、関係府省庁等の取組 社会全体で子育てを支えるため、子供の事故の動向の分析を踏まえつつ、関係機関の連携を進めるとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数（令和2年3月1日-31日時点：<del>8,8009,000</del>人）</li> <li>・子ども安全メール from 消費者庁の登録者数（令和2年3月1日-31日時点：24,000人）</li> </ul> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの事故防止週間」を設定し、集中的な広報活動を行う。</li> <li>・子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数の増加（対前年比）</li> <li>・子ども安全メール from 消費者庁の登録者数の増加（対前年比）</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td rowspan="4">子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度										
令和3年度	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関デーやイベント等を活用した啓発活動を行う。									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	① 事故の未然防止のための取組 オ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討	担当省庁	厚生労働省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>経営破綻した臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて無届の再生医療等が提供された事案を踏まえて、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、平成29年、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じたところである。本措置の実効性について、臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）が確保されているか、契約者の意に沿わない臍帯血の提供がなされないような仕組みとなっているか、契約者であるお母さんなどへ正確で分かりやすい情報を提供できているかの観点から検証を行い、必要に応じ、更なる対策を行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討</li> <li>・臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</li> </ul> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臍帯血を用いた医療の提供状況等を勘案し、必要に応じて「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、各取組の実効性等について検証・検討を行う。</li> <li>・臍帯血プライベートバンクからの毎年度の事業実績の報告等を厚生労働省ウェブサイト上に公開するとともに、契約終了後の臍帯血が契約者の意思に基づいて適切に廃棄等がなされているか確認を行う。</li> <li>・産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	① 事故の未然防止のための取組 カ 薬物乱用防止対策の推進	担当省庁	内閣府、消費者庁、 外務省、財務省、文 部科学省、厚生労働 省、国土交通省、関 係府省庁等
-----	----------------------------------	------	---

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係府省庁等で連携した総合的な取組を推進する。</p> <p>○ 内閣府の取組</p> <p>内閣府の「青少年有害環境対策」掲示板に、薬物乱用防止対策マンガ「たった一度の過ち」及び「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」を掲載。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>関係機関と連携しつつ、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。</p> <p>○ 外務省の取組</p> <p>危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を内容とする国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。</p> <p>○ 財務省の取組</p> <p>平成27年4月に、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加しており、引き続き、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施する。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、警察等の関係機関と連携を図りつつ、学校関係者等を対象とした研修会等の開催や子供の発達段階に応じた各種啓発資材の作成等を行う。</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <p><u>危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。</u></p> <p><u>財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施する。</u></p>
------	---

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトに対して、定期的な監視を実施するとともに、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止とするよう協力を求める。

『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』及び『麻薬・覚醒剤乱用防止運動』等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図る。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布する。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>① 特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの調査実施数（令和2年3月31日現在：4件）</p> <p>② 表示の是正を要請した通信販売サイト数（令和2年3月31日現在：4件）</p> <p>③ UNODC（国連薬物・犯罪事務所）が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況（令和元年度は15万ドル拠出）</p> <p>④ 税関における指定薬物の摘発件数（平成29年：275件、平成30年：<u>248221</u>件、令和元年<u>上半期</u>：<u>86</u>：<u>165</u>件）</p> <p>⑤ 薬物乱用防止教室の開催率 小学校（平成30年度：78.6%）、中学校（平成30年度：90.6%）、義務教育学校（平成30年度：91.0%）、高等学校（平成30年度：85.8%）、中等教育学校（平成30年度：76.5%）</p> <p>⑥ 非行防止教室開催件数（令和元年：1,665件）</p> <p>⑦ 新たに指定した指定薬物（令和元年度：<u>518</u>物質（<u>令和元年11月1日時点</u>））</p> <p>⑧ 地方厚生局麻薬取締部における医薬品医療機器法違反での検挙状況（平成<u>30</u>年：<u>48</u>事件<u>4631</u>・令和元年：<u>24</u>件<u>20</u>名）</p> <p>⑨ 水際の検査命令対応としての指定薬物相当の輸入品の輸入通関の差止め状況（平成27年2月から令和<u>元年11月1日</u><u>2年3月末日</u>までの状況：指定薬物相当の輸入品 <u>106135</u> 物品の輸入通関を差し止め、そのうち23物品に検査命令を実施）</p> <p>⑩ 削除要請したサイト数及び閉鎖されたサイト数（平成26年12月から令和<u>元年11月2年3月</u>末までの状況：削除要請したサイト数 <u>305309</u>、そのうち閉鎖されたサイト数 <u>247254</u>）</p> <p>⑪ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動にあわせた、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、キャンペーンの実施等、広報啓発活動の実施状況</p> <p>（目標）</p> <p>① ② 悪質事案に対して厳正に対処する。</p> <p>⑤ 薬物乱用防止教室の開催率を令和4年度までに100%とすることを目指す。</p> <p>⑦ <u>⑧</u> <u>⑨</u> <u>⑩</u> 期間中、新たに乱用が確認された危険ドラッグについて、迅速に指定するとともに、継続的な取締り<u>等の対策</u>を通じて消費者の安全性を確保する。</p> <p>（定義）</p> <p>① ② 委託事業でランダム調査を行っており、危険ドラッグの疑いのある通信販売業者が報告されるため、その件数を集計。</p> <p>⑤ 薬物乱用防止教室を開催した学校数を全国の学校数で除したもの。薬物乱用防止教室を開催した学校数は、文部科学省調査で集計されている。</p> <p>⑧ 検挙者数は、警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。</p>
-------------------------	---

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 内閣府の取組

年度	取組内容
令和2年度	内閣府の「青少年有害環境対策」掲示板に、「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」等を掲載し、青少年に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発活動に取り組む。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 外務省の取組

年度	取組内容
令和2年度	▲ <u>国際社会における危険ドラッグ問題に対処すべく、令和元年に引き続きグローバル SMART プログラムへの拠出等を踏まえつつ通し、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）とのあり得べき協力・連携していく。また、国連麻薬委員会（CND）等の国際会議において、危険ドラッグの危険性を追求する。</u> <u>国際社会に呼び掛けていくとともに、危険ドラッグ問題への我が国の取組を積極的に発信していく。</u>
令和3年度	▲ <u>国際社会における危険ドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）とのあり得べき連携を追求する。</u>
令和4年度	▲
令和5年度	
令和6年度	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

分割されたセル

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

令和3年度	教育委員会や学校関係者を対象とした研修会や全国大会等を通じて指導や研究協議を行うとともに、小学校から大学までの各学 校段階に応じた啓発資材の作成等を行う。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進、危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定、医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底、危険ドラッグの監視指導等の強化、特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）、危険ドラッグの正しい知識の普及啓発、学校における薬物乱用防止教育の充実
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	新戦略（未定）に基づく危険ドラッグ対策の実施
令和6年度	

○ 海上保安庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等を推進するとともに、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛ける。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	担当省庁	消費者庁、内閣府、 文部科学省、厚生労働省、関係府省庁等
-----	---	------	---------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者安全法（平成21年法律第50号）等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。また、多発している事故、被害の拡大が想定される事故、新規性の強い事故等について、事故情報の分析・検討の上、迅速に注意喚起等を行うとともに、必要に応じて事業者名を明らかにした公表を行う。さらに、重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るため、事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて講ずる。</p> <p>関係府省庁の消費者関連部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働きかけるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データベースに入力されるデータの充実や入力データの質の向上等に努める。</p> <p>消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会、国会に報告する（消費者白書と合冊）。国民に広報するとともに、関係者が必要な情報を利用できるよう周知活動を行う。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>商業施設外を含めた遊技施設について、継続的に事故情報の収集を行い、事故防止策の検討を引き続き行う。</p> <p>○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組</p> <p>教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国において開催する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <p><u>子供が死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子供の既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子供の死亡を減らすことを目的としたChild Death Review（CDR）について、予防のための子供の死亡検証体制整備モデル事業を実施する。</u></p>
------	---

|

--	--

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

|

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等（生命・身体被害）の通知件数（<u>令和2年3月1日時点令和元年度</u>：2,435,632件）</li> <li>・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数（<u>令和2年3月1日時点令和元年度</u>：1,172,271件）</li> <li>・医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの報告件数（<u>令和2年3月1日時点</u>：4,614件 <u>令和元年度</u>：5,239件）</li> <li>・事故情報データベースへの事故情報登録件数（<u>令和2年3月1日時点</u>：25,563件 <u>令和元年度</u>：28,009件）</li> <li>・生命身体被害事故等に関する注意喚起件数（<u>令和2年3月1日時点</u>：14件 <u>令和元年度</u>：18件） （うち消費者安全法に基づく措置件数：2件）</li> <li>・「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数 <del>（2019 白書）</del> ウェブページレビュー数（令和元年度：報告書提供先 2,763 か所、報告書提供数 2,922 冊） レビュー数 3,505,588 件）</li> </ul> <p>▲（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく通知制度の周知</li> <li>・消費者事故等の通知運用マニュアルの改訂</li> <li>・医療機関ネットワーク事業参画医療機関の増加</li> <li>・人口動態調査を基に事故の動向について分析</li> </ul> <p>▲【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。</li> <li>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</li> <li>・<u>令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討を行ひ、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。</li> <li>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</li> <li>・<u>令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う。</u></li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討を行ひ、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容															
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。</li> <li>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</li> <li>・<u>令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う。</u></li> </ul>																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討を行ひ、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul>																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
	<p>書式変更：行間：最小値 1 pt, グリッドへ配置しない</p> <p>表の書式変更</p> <p>書式変更：インデント：左：0.79 字, ぶら下げインデント：1 字, 最初の行：-1 字</p> <p>書式変更：フォント：6 pt</p> <p>書式変更：インデント：左 0 字, 最初の行：0 字, 行間：最小値 1 pt, グリッドへ配置しない</p> <p>書式変更：フォント：6 pt</p> <p>書式変更：グリッドへ配置しない</p> <p>書式変更：フォント：MS ゴシック</p> <p>表の書式変更</p> <p>書式変更：フォント：8 pt</p> <p>書式変更：インデント：最初の行：0 字, グリッドへ配</p> <p>書式変更：フォント：MS ゴシック</p>																

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度	
令和3年度	一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

書式変更: フォント: (特殊) + 本文のフォント (游明朝)

表の書式変更

書式変更: フォント: (特殊) + 本文のフォント (游明朝)

書式変更: フォント: (特殊) + 本文のフォント (游明朝)

書式変更: フォント: (特殊) + 本文のフォント (游明朝)

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 イ 緊急時における消費者の安全確保	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <p>緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>緊急時対応訓練の回数（令和元年度：1回）</p> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度1回実際の事例を想定した緊急時対応訓練を実施する。</li> <li>・緊急事態発生時において、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」で定める手順に基づき、迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止 ウ リコール情報の周知強化	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、当該サイトの周知活動及び地域のネットワーク等を活用した取組を推進する。また、状況を踏まえ、リコール情報の適切な発信の在り方について検討を行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リコール情報の登録件数（令和2年3月1日-31日時点：6,496,482件）</li> <li>・メールマガジンの登録配信件数（令和2年3月1日-31日時点：9,329,327件）</li> <li>・リコール情報サイトへのアクセス数（令和元年度（3月1日時点）の1月1か月当たりの平均：約104万の平均：819,459万件）</li> </ul> <p>（目標） メールマガジンの登録配信件数及びサイトアクセス数の前年度比増を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信に取り組む。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信に取り組む。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信に取り組む。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 2 字

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 エ 製品安全に関する情報の周知	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等と連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させるとともにアクションを促す。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数（プレスリリース数等）</p> <p>（目標）</p> <p>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等において製品安全に関する情報の提供を毎月1回以上行う。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。									
令和6年度										

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 オ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国土交通省に寄せられた自動車の不具合情報の件数（平成30年度：6,781件）</u></li> <li>・リコール届出件数（平成30・令和元年度：408415件）</li> <li>・リコール対象台数（平成30・令和元年度：8221053万台）</li> <li>・<u>不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数（平成30年：55件）</u></li> </ul> <p><u>（目標）</u> 不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数の前年比減を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 力 高齢者向け住まいにおける安全の確保	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
-----	---	------	-------------

表の書式変更

書式変更: 行間: 1 行

書式変更: 文字間隔広く / 文字間隔狭く (なし), 文字の均等割り付け: なし

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を徹底する等の対応を行う。</p> <p>高齢者向け住まいにおける事故について事業者からの報告内容及び方法、地方公共団体における事故の情報収集や活用状況等に関する実態把握を行い、高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討を行う。</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を徹底する等の対応を行う。<u>引き続き求める。</u></p>
------	---

|

--	--

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

|

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>地方公共団体への周知状況          (平成30年度：平成31年3月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知。平成31年3月29日指導通知(※)発出。)</p> <p><b>(目標)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対して、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて毎年度周知を行う。</li> <li>・地方公共団体に対して、毎年度指導通知を発出し、周知を行う。</li> </ul> <p><b>(定義)</b></p> <p>※有料老人ホームを対象とした指導の強化について(老高発0329第1号平成31年3月29日老健局高齢者支援課長通知)</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底</li> <li>・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">           事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹  <u>引</u>  <u>底き続き求める</u> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底</li> <li>・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹 <u>引</u> <u>底き続き求める</u>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底</li> <li>・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討</li> </ul>																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹 <u>引</u> <u>底き続き求める</u>																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ア 消費者安全調査委員会による事故等 原因調査等の実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>生命身体事故等について、消費者安全調査委員会は、事務局全体の調査能力の向上を進め、原因究明が必要な生命身体事故等について、<u>被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮しつつ</u>、的確かつ迅速に事故の調査を行い、その結果に基づき再発防止策を提言するとともに、報告書等を公表し、<u>する</u>。提言については、<u>その実施状況についてフォローアップを行うとともに、効果的な周知の方法について、随時検討</u>を行う。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①事故等原因調査等の実施数</p> <p>②フォローアップ実施数 <u>主な実施状況</u></p> <p>③ <u>効果的な周知方法の検討状況</u></p> <p>(目標)</p> <p>生命身体事故等が発生した場合において、必要に応じて、事故等原因調査等を行い、その発生・拡大の防止のため施策・措置について関係各大臣に勧告・意見具申を行い、それに基づき関係各省等が講じた措置の実施状況を、適宜、フォローアップする。</p> <p>(定義)</p> <p>①当該年度において、消費者安全調査委員会が事故等原因調査等として選定した件数。</p> <p>②当該年度において、勧告又は意見具申に基づく関係行政機関の取組状況を、消費者安全調査委員会が確認したフォローアップ件数（当該年度において、審議に係った事案の件数） <u>及びその主な実施状況の内容。</u></p> <p>③ <u>提言について、効果的な周知方法の当該年度における検討状況。</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">・事故等原因調査等の実施、フォローアップ</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・ <u>提言について、効果的な周知方法の検討</u></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	・事故等原因調査等の実施、フォローアップ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・ <u>提言について、効果的な周知方法の検討</u>	令和6年度
	年度	取組内容										
令和2年度	・事故等原因調査等の実施、フォローアップ											
令和3年度												
令和4年度												
令和5年度	・ <u>提言について、効果的な周知方法の検討</u>											
令和6年度												
項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 イ 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	担当省庁	国土交通省									

表の書式変更

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 1 字

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 1 字

<p><b>施策概要</b></p>	<p>○ <b>国土交通省の取組</b></p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による再発防止の観点からの迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。</p>										
<p><b>KPI・今後の取組予定</b></p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>調査結果（報告書）の公表</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故が発生した際、建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果を報告書として公表することを目指す。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会による事故調査報告書の公表。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ <b>国土交通省の取組</b></p> <table border="1" data-bbox="352 1064 1040 1281"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
<p><b>項目名</b></p>	<p>③ 事故の原因究明調査と再発防止 ウ 国民生活センターにおける商品テストの実施</p>	<p><b>担当省庁</b></p>	<p>消費者庁</p>								

<p><b>施策概要</b></p>	<p>○ <b>消費者庁の取組</b></p> <p>国民生活センターにおいて、地方公共団体からの商品テスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等を共有し、活用を図るとともに、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。</p>								
<p><b>KPI・今後の取組予定</b></p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率（平成30年度：100%＝<u>商品テスト受付件数及び技術相談での対応件数 291 件/商品テスト依頼件数 291 件</u>）</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>商品テスト依頼への対応率を100%とする。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>商品テストの受付件数と商品テスト依頼への技術相談による対応件数の合計を、地方公共団体からの商品テスト依頼件数で除したもの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ <b>消費者庁の取組</b></p> <table border="1" data-bbox="352 1093 1038 1308"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 エ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	---	------	------------

施策概要	○ 消費者庁の取組 消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づく重大製品事故の報告・公表制度等を運用する。
	○ 経済産業省の取組 収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ、製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: (英) MS 明朝

書式変更: フォント: (英) MS 明朝

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>重大製品事故の報告件数（令和元年度：968件（令和元年12月31日時点）1,271件） （目標）</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度の認知度の向上と事故原因調査の全件対応</p> <p>（定義）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大製品事故とは、消費生活用製品安全法第2条第6項の定義による。</li> <li>・重大製品事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき内閣総理大臣に報告される。</li> </ul>																						
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>る。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>る。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・令和4年度を目的に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・規制対象品目や技術基準等を見直す。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を	令和3年度	令和4年度	る。	令和5年度	る。	令和6年度	・令和4年度を目的に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う。	年度	取組内容	令和2年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。	令和3年度	令和4年度	・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。	令和5年度	・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。	令和6年度	
年度	取組内容																						
令和2年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を																						
令和3年度																							
令和4年度	る。																						
令和5年度	る。																						
令和6年度	・令和4年度を目的に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う。																						
年度	取組内容																						
令和2年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。																						
令和3年度																							
令和4年度	・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。																						
令和5年度	・ポスター、経済産業省ウェブサイト、広告、Twitter等で誤使用・不注意等に関する注意喚起を行う。																						
令和6年度																							
	・規制対象品目や技術基準等を見直す。																						

表の書式変更

表の書式変更

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 オ 製品等の利用により生じた事故等の 捜査等	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数 (令和元年度：50件（令和元年11月1日現在）、平成30年度：85件)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 力 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	担当省庁	総務省、経済産業省
-----	--	------	-----------

表の書式変更

書式変更: 行間: 固定値 14 pt

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を収集・集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表する。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】											
	製品火災件数のうち、収集・公表した割合（平成30年：100%（186件収集し186件公表））											
	（目標）											
	100%											
	【今後の取組予定】											
	○ 総務省の取組											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計</li> <li>製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計</li> <li>製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	令和5年度		令和6年度	
	年度	取組内容										
	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計</li> <li>製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）</li> </ul>										
	令和3年度											
令和4年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施											
令和5年度												
令和6年度												
○ 経済産業省の取組												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。</li> </ul>	令和6年度		
年度	取組内容											
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</li> </ul>											
令和3年度												
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。</li> </ul>											
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人製品評価技術基盤機構は、重大製品事故等の原因究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。</li> </ul>											
令和6年度												

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2字

表の書式変更

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

表の書式変更

--	--

項目名	④ 食品の安全性の確保 ア 食品安全に関する関係府省庁等の連携の推進	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---------------------------------------	------	------------------------------

施策概要	○ 関係府省庁等の取組 関係府省庁等間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を開催するとともに、緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応する。
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省連絡会議の開催数（令和元年度：2回（<del>令和2年3月1日時点</del>））</li> <li>・関係府省連絡会議幹事会の開催数（令和元年度：38回（<del>令和2年3月1日時点</del>）41回）</li> <li>・リスクコミュニケーション担当者会議の開催数（令和元年度：18回（<del>令和2年3月1日時点</del>）20回）</li> <li>・食品リスク情報関係府省担当者会議の開催数（令和元年度：11回（<del>令和2年3月1日時点</del>）12回）</li> </ul> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省連絡会議を始め各種会議を開催</li> <li>・緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 関係府省庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 イ リスク評価機関としての機能強化	担当省庁	食品安全委員会
-----	----------------------------------	------	---------

施策概要	<p>○ 食品安全委員会の取組</p> <p>食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>海外のリスク・英文電子ジャーナルFood Safety 発行回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品健康影響評価機関報告書の概要及び評価指針等との定期会合等英仮訳の開催（年1回以上）HP掲載件数</li> </ul> <p>（目標）</p> <p>協力覚書・国際的に基づき、定期会合や海外からも調和した的確な食品健康影響評価の専門家招へいを通じて、迅速な実施に向けて、海外のリスク評価機関等との情報交換及び意見交換を行う。実施し連携強化に努める</p> <p>（定義）</p> <p>「海外のリスク管理機関等」とは、食品安全委員会と協力覚書を締結している機関をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全委員会が行う食品健康影響評価が国内のみならず諸外国に対しても貢献できるように、積極的に海外に向けた情報発信を行う</li> </ul>													
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 食品安全委員会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力覚書を交わしている海外のリスク評価機関等との連携強化情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> <li>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力覚書を交わしている海外のリスク評価機関等との連携強化情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> <li>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>	令和5年度		令和6年度
年度	取組内容													
令和2年度														
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>協力覚書を交わしている海外のリスク評価機関等との連携強化情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>													
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> <li>食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>													
令和5年度														
令和6年度														
項目名	④ 食品の安全性の確保 ウ 食品安全に関するリスク管理	担当省庁	厚生労働省、農林水産省											

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 1 字

書式変更: 両端揃え, インデント: ぶら下げインデント: 0.5 字, 左 0.85 字, 最初の行: -0.5 字

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字, 行間: 1 行

書式変更: 両端揃え, インデント: 最初の行: 2 字

表の書式変更

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.11 字, 最初の行: -1.11 字

結合されたセル

分割されたセル

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字, 行間: 固定値 12 pt

施策概要

○ 厚生労働省、農林水産省の取組

食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を引き続き行う。

その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。

平成 30 年に、HACCP に沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、食品の自主回収報告制度の創設等を含む食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）が成立したことを受け、施行に向けた取組を進める。なお、食品の自主回収情報については、「食品衛生申請等システム」を構築し、情報を一元化し公表することとしている。また、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 59 号。以下「HACCP 支援法」という。）に基づき、中小規模層の食品製造事業者の HACCP 導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援を行う。

食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品関係事業者主催の研修会等を通じて、~~「企業行動規範」~~や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進するとともに、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を普及・啓発する。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①食品添加物の新規指定件数 ②食品中の農薬等の残留基準の設定件数 ③食中毒事件発生件数</p> <p>(定義)</p> <p>①食品添加物の新規指定件数の定義：食品衛生法第 <a href="#">4012</a> 条の規定に基づき、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めた添加物の件数</p> <p>②残留農薬基準の設定件数の定義：食品衛生法第 <a href="#">4113</a> 条の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準に食品中の農薬等に関する残留基準を定めた件数</p> <p>③食中毒事件発生件数の定義：食品衛生法施行規則第 75 条の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が厚生労働大臣に報告を行った報告書の数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・平成30年の食品衛生法の一部<a href="#">改正改正法</a>の<a href="#">円滑な施行準備</a>(特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、<a href="#">営業許可制度の見直し</a>等)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年6月1日 <a href="#">及び令和3年6月1日に順次施行</a></p> <p>○ 厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">HACCP 支援法に基づく HACCP 導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施	令和3年度	令和4年度	・平成30年の食品衛生法の一部 <a href="#">改正改正法</a> の <a href="#">円滑な施行準備</a> (特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、 <a href="#">営業許可制度の見直し</a> 等)	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	HACCP 支援法に基づく HACCP 導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度	—	令和6年度
年度	取組内容																		
令和2年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施																		
令和3年度																			
令和4年度	・平成30年の食品衛生法の一部 <a href="#">改正改正法</a> の <a href="#">円滑な施行準備</a> (特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、 <a href="#">営業許可制度の見直し</a> 等)																		
令和5年度																			
令和6年度																			
年度	取組内容																		
令和2年度	HACCP 支援法に基づく HACCP 導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援																		
令和3年度																			
令和4年度																			
令和5年度	—																		
令和6年度																			

項目名	④ 食品の安全性の確保 エ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	担当省庁	<del>内閣官房</del> 、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係府省庁等
-----	--	------	--

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省庁等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p> <p>具体的には、関係府省庁等の共催又は府省庁等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p> <p>また、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。</p> <p>今後とも、消費者庁が関係府省庁等の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>意見交換会等における参加者アンケートにおける参加者の理解度（令和元年度：平均91.4%（令和元年12月31日時点））</p> <p>（目標）</p> <p>意見交換会等における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度について80%以上を維持することを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>アンケートでの「分かった」と「どちらかといえば分かった」という回答数をアンケート回収数で除したものの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 オ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の推進	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。</p> <p>このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により消費者意識を把握するとともに、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能 Q&amp;A」などによる情報提供を行う。</p>		
------	---	--	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合（第13回食品中の放射性物質等に関する意識調査結果：10.7%）</p> <p>（目標）</p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合の漸減を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>実態調査で放射性物質を理由に購入をためらう産地に福島県と回答した人を回答者数で除したものの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、状況に応じた取組を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>			年度	取組内容	令和2年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、状況に応じた取組を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容									
令和2年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、状況に応じた取組を実施										
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度											
令和6年度											
項目名	④ 食品の安全性の確保 力 輸入食品の安全性の確保	担当省庁	厚生労働省、外務省								

**施策概要**

**○ 厚生労働省の取組**

輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。

- ・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。
- ・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。
- ・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。

**○ 外務省の取組**

在外公館の「食の安全」担当官等による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働きかけ等に備えた人脈構築・強化及び連絡体制の整備・維持を行う。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> 輸入食品モニタリング検査目標達成率（令和元年度：100%） <b>（目標）</b> 輸入食品のモニタリング検査の達成率100%を目指す。 <b>（定義）</b> モニタリング検査実施件数をモニタリング検査計画件数で除したもの。モニタリング検査計画件数は、年度ごとに輸入食品監視指導計画に基づき設定。 <b>（目標）</b> 我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。												
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 厚生労働省の取組												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>などによる輸入食品監視体制の充実</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>品監視指導計画を策定</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内	令和3年度	流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保	令和4年度	などによる輸入食品監視体制の充実	令和5年度	※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食	令和6年度	品監視指導計画を策定
	年度	取組内容											
	令和2年度	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内											
	令和3年度	流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保											
	令和4年度	などによる輸入食品監視体制の充実											
	令和5年度	※輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食											
	令和6年度	品監視指導計画を策定											
	○ 外務省の取組												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機	令和3年度	関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・	令和4年度	国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係	令和5年度	省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。	令和6年度		
年度	取組内容												
令和2年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機												
令和3年度	関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・												
令和4年度	国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係												
令和5年度	省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。												
令和6年度													